

後編廿三卷にしたが、未だ業を終へずして歿したので、鳩巢の門人伊東貞が昌言の志を継ぎ、更に補編十一巻を加へて大成し、後賢曆十三年備前侯が資を授けて上木せしめたものである。

**キユウタク 舊宅** 諸士の死亡後、嗣子の未だ家督相續の命を得ざる以前に於いては、その住居を前者の舊宅と呼んだ。『當時舊宅之人々者、追跡日相續被仰付候上云々』など、法文に見える。

**キユウチケラ 給知藏** 大聖寺藩に在つた。給人の收納する米穀は之を藏宿に預け置き、その飯米に宛て、又は賣拂はしめるのが常であり、大聖寺藩でも初はさうしたのであるが、天明六年藏宿二人が空米切手を濫發したことがあつた爲、その仕法を改め、翌年から藩が給知藏と稱する倉庫を設けて之を預り置き、機に應じて給人が出入町人をして賣捌かしめることにした。

**キユウチテヨウ 給知帳** 藩政の時、給人が家督を相續し、又は新たに召抱へられた時には、御用部屋から指紙を御算用場に交付し、御算用場ではそれを家中給知帳に登録した上で、知行所付を給人に交付した。

**キユウデン 久田** キョ 鳳至郡上町野郷に屬する部落。能登名跡志に、『久田村は紙を漉き名物也。』とある。

**キユウデンガハ 久田川** 鳳至郡桐畑領山より發し、鈴ヶ嶺で町野川に落合ふ。落合までの流程三軒三許。

**キユウデンガミ 久田紙** 鳳至郡久田で、楮のみを用ひて製した紙。もと帳簿用として能與一般に使用せられたものである。その他

銀子の封裝に使用せられる朱染紙も、またこの村から産する所であつた。

**キユウトクナホノリ 久徳尙助** 通稱傳兵衛。初め新番組に擧げられ、後大小將組に進んだ。元治の變に、尙助は藩に在つたが、書を不破友風に致し、政情を報じ時勢を議すること再三であつたから、十月十九日能登島に流された。明治元年三月大赦令によつて、藩その罪を赦し、二年十月土籍を復し、原祿三分の二を給した。尙助はより後家居して生を送り、明治十一年五月二十日五十二歳を以て歿した。

**キユウトクナホマサ 久徳尙政** 通稱傳兵衛。父才之助は美濃の人。尙政は慶長十六年前田利常に仕へ、俸百五十石を得て御射手に列し、大坂再役に二ノ丸外で首一を得た。萬治二年二月歿。子孫世々藩に仕へる。

**キユウトクナホヤス 久徳尙寧** 通稱猪三郎。猪兵衛。天明四年父治太夫政在の遺知百五十石を襲ぎ、定番御馬廻に班し、享保元年大小將組となり、文化五年五十石を加へ、遂に組外番頭に至り、文政十三年七月廿六日六十四歳を以て歿した。

**キユウニン 給人** 知行を受けると切米又は扶持米とを受けるとに拘らず、藩から祿を興へられるもの、總稱である。しかし、切米、扶持米を受けるものでも、仲間、小者の如きは、固より給人の概念中には加らぬ。

**キユウニン 給人** 人持組の士は當然陪臣の士を有するが、平士でも千石以上二千石までの高祿の者は、給人と稱する家士を便役した。給人は藩の許可を得て召抱へるもので、譜代とし、千石に三人位であつた。又四五百

石以上の平士では、用人と稱する家宰を使用した。給人の扶持は石數で支給せられ、その名目は家々によつて種々あつたが、概ね中小姓・小姓などに分かれてゐた。↓シヅク 士族。

**キユウニンチ 給人知** 藩の給人が土地を以て受ける知行所をいひ、又給人地と書くこともある。寛永五年の令に、『自今以後御藏入・給人地共、百姓縮の事、郡奉行衆御裁許十村切に堅く可被申付。』と見える。

**キユウニンツケチヨウ 給人付帳** ↓クミダカチヨウ 組高帳。  
**キユウニンマイ 給人米** ↓マチクラマイ 町藏米。

**キユウハチ 久八** 金岩平助善房の僕で、久しく召使はれてゐた。平助の死亡した後、其の子三郎左衛門相續したが、遊樂に耽り、悪友と交つて世評甚だ善くなかつたので、久八は諫書を置いて自殺した。元文三年三月七日のことで、年四十五。法名は鉄果道敬信士、石碑は野町大蓮寺にある。

**キユウハンイブン 舊藩遺文** 三冊。森田平次編。加賀藩に關する古文書を輯録したものである。

**キユウブン 給分** 羽咋郡富木院に屬する部落。  
**キユウブンガハ 給分川** 羽咋郡八幡領から流出し、酒見領で酒見川に落合ふ。流程八軒許。

**キユウホウ 九峰** ↓ジテイキユウホウ 慈照九峰。  
**キユウホウキ 舊邦記** 一冊。舊邦記はもと七十五條あつた書であるが、その中から前

田氏の事蹟に關するもののみ廿八條を採り、たもので、寶曆三乙酉年初夏八、七十一翁桂樹軒倚杖の署名がある。

**キユウホウジ 久法寺** 江沼郡大聖寺の下屋敷にあつて、日蓮宗に屬する。寛永年間日退之を東田町に建て、天和元年二代日就の時今の地に移つた。

**キユウホウジケン 九峰事件** 世俗九峰を久實に作るものは非である。宇は慈照。文化九年隱居した。金澤曹洞宗寶圓寺の前住持で、嘗て藩侯前田治脩卒去の際の導師であつた。この頃泉寺町香林寺の天苗が、石坂の魔窟に出入して醜聞があつたが、九峰は之に諭して出奔せしめ、且つ後日生活の費を助くべきことを約したに拘らず、毫も之を實行しなかつた。蓋し九峰は藩士野村傳兵衛の寡婦と關係があつた爲、それを天苗に發かせることを恐れ、一は己の弟子を天苗の後住にしたい爲であつた。天苗之を怨み、復金澤に歸つて、文化十一年八月十五日九峰の寮に寡婦の來り會するを窺ひ、忽ち闖入脅喝した。九峰大に窮

ね、事遂に藩吏の聞く所となつて、探察の結果曹洞宗寺院の好悪悉く露れた。就中九峰はその罪最も重かつたが、寶圓寺が藩侯の菩提寺であつたので嚴科を免れ、翌十二年天徳院に責付せられて、後座敷牢に死んだ。或は毒殺せられたともいはれる。野村氏の寡婦も、亦親族に預けられて終生座敷牢に檻置せられ、その後見であつた田邊佐五左衛門は流刑に處せられ、天苗・天麟及び之に連座した長久寺・龍徳寺・隆圓寺・翁翁院寶勝寺は十月七